

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|---|---|-----|-----------|-----------------------|------------------------|--|---|
| 令和2年度認知症初期集中支援チーム事業委託その1（単価契約） | 杉並区阿佐谷北一丁目7番3号 社会福祉法人河北医療財団 理事長 河北 博文 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 2, 103, 500 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 令和2年度認知症初期集中支援チーム事業委託その2（単価契約） | 杉並区高井戸西一丁目12番1号 社会福祉法人浴風会病院 院長 伊藤 嘉憲 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 2, 103, 500 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| まちの湯健康事業委託（単価契約） | 東京都公衆浴場業生活衛生同 業組合杉並支部 | 杉並区 | R2. 7. 17 | 発注見込額 4, 280, 355 | 高齢者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として 決定しているとき |
| 高齢者ふれあい入浴事業委託（単価契約） | 東京都公衆浴場業生活衛生同 業組合杉並支部 | 杉並区 | R2. 9. 30 | 発注見込額 16, 450, 200 | 高齢者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として 決定しているとき |
| 杉並区営高齢者住宅和泉みどりの里生活協力員 事業運営委託 | 社会福祉法人サンフレンズ | 杉並区 | R2. 4. 1 | 1, 446, 227 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一 体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要 とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させ る必要があるとき |
| 杉並区立和田高齢者住宅運営業務委託 | 社会福祉法人サンフレンズ | 杉並区 | R2. 4. 1 | 14, 802, 150 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一 体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要 とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させ る必要があるとき |
| 杉並区立高齢者住宅上高井戸みどりの里外4か 所の生活援助員（L S A）業務委託 | 社会福祉法人浴風会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 22, 385, 149 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要がある とき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をする とき |
| 都営シルバーピア生活援助員（L S A）業務委 託 | 社会福祉法人浴風会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 23, 518, 618 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要がある とき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をする とき |
| 三療サービス（ゆうゆう館）事業委託（単価契 約） | 杉並区高齢者三療サービス連 絡協議会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 10, 171, 875 | 高齢者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として 決定しているとき |
| 令和2年度歯科保健及び歯科診療事業等委託 | 一般社団法人東京都杉並区歯 科医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 54, 694, 071 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 介護保険料の口座振替処理に係る事務委託（単 価契約） | ㈱みずほ銀行公務事務セン ター | 港区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 792, 000 | 介護保険課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として 決定しているとき |
| 国民健康保険料の口座振替処理に係る事務委託 契約（単価契約） | ㈱みずほ銀行公務事務セン ター | 港区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 3, 960, 000 | 国保年金課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 杉並区歯科休日急病診療事業委託 | 一般社団法人東京都杉並区歯 科医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 23, 291, 983 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） | |
|--|---|-----|-----------|--------------|------------------|--|---|---|
| 杉並区調剤待機事業委託 | 一般社団法人杉並区薬剤師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 22, 933, 394 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき | |
| 任意予防接種助成業務委託（基本契約） | 一般社団法人杉並区医師会 及び 医師会に属さない医療機関9者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 42, 410, 840 | 保健予防課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 狂犬病定期予防注射等の実施に係る委託（単価 契約） | 公益社団法人東京都獣医師会 | 港区 | R2. 4. 3 | 発注見込額 | 1, 069, 000 | 生活衛生課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として 決定しているとき |
| 杉並区飼い主のいない猫を増やさない活動支援 事業に係る不妊去勢手術委託（単価契約） | 公益社団法人東京都獣医師会 | 港区 | R2. 4. 20 | 発注見込額 | 4, 944, 900 | 生活衛生課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要がある とき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をする とき |
| 結核患者接触者集団健診委託（単価契約） | 医療法人社団慈光会八木病院 理事 八木 一 | 北区 | R2. 5. 20 | 発注見込総額 | 839, 080 | 保健予防課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 風しん抗体検査及び予防接種助成業務委託（基本 契約） | 一般社団法人杉並区医師会 及び 医師会に属さない医療機関16 者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 20, 000, 000 | 保健予防課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| A 類予防接種業務委託（基本契約） | 一般社団法人杉並区医師会 及び 医師会に属さない医療機関14 者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 1, 191, 729, 249 | 保健予防課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要がある とき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をする とき |
| 後期高齢者医療保険料の口座振替処理に係る事 務委託契約（単価契約） | ㈱みずほ銀行公務事務セン ター | 港区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 1, 478, 400 | 国保年金課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として 決定しているとき |
| 区立中学校並びに杉並第一小・杉並第十小学校 の体育館夜間等開放事業の運営委託 | 杉並区学校開放連合協議会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 5, 020, 000 | 学校支援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一 体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要 とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる 必要があるとき | |
| 令和2年度東京都保健医療情報センターにおけ る連絡通報受理業務に関する業務委託 | 東京都知事 小池 百合子 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 1, 460, 000 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 国又は他の地方公共団体その他公共団体を相手方とする契約で あるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき | |
| 杉並区小児急病診療体制の確保に関する委託契 約（東京衛生病院） | 医療財団法人アドベンチスト 会東京衛生病院 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 12, 596, 100 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき | |
| 杉並区小児急病診療体制の確保に関する委託契 約（佼成病院） | 立正佼成会附属佼成病院 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 13, 213, 200 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| （和泉）すこやか赤ちゃん訪問事業委託契約 （単価契約） | すこやか赤ちゃん訪問指導員 8名 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 2, 286, 000 | 高井戸・和泉 保健センター 担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|--------------------------------|-------------------------------|-------|----------|--------|--------------|-------------------|--|---|
| (上井草) すこやか赤ちゃん訪問指導事業委託（単価契約） | すこやか赤ちゃん訪問指導員6名 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 2, 166, 000 | 高円寺・上井草保健センター担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| (高井戸) すこやか赤ちゃん訪問指導員の委託契約（単価契約） | すこやか赤ちゃん訪問指導員14名 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 5, 376, 000 | 高井戸・和泉保健センター担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 平成30年度区政協力委託にかかる事務処理委託 | 杉並区町会連合会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 3, 130, 000 | 地域課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| 高齢者肺炎球菌予防接種業務委託（基本契約） | 一般社団法人杉並区医師会及び医師会に属さない医療機関35者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 19, 044, 570 | 保健予防課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 高井戸地域区民センター広場・駐輪場等管理業務委託 | 一般財団法人杉並正用記念財団 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 13, 468, 356 | 地域施設担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 公園から歩く会（認知症予防事業）の事業運営委託 | 特定非営利活動法人 杉並さわやかウォーキング | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 7, 922, 722 | 保健サービス課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| わがまち一番体操業務委託 | 特定非営利活動法人 わがまちいちばんの会 | 杉並区 | R2. 7. 1 | | 8, 607, 637 | 保健サービス課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 屋内掲示板及び広報ポスターの管理委託（単価契約） | 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 1, 320, 000 | 地域課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区保育室高円寺の運営委託（単価契約） | ㈱ピノコーポレーション | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 89, 938, 680 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区保育室荻窪第三の運営委託（単価契約） | ライフサポート㈱ | 渋谷区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 62, 552, 800 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区保育室下井草南の運営委託（単価契約） | ㈱ピノコーポレーション | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 51, 585, 120 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区保育室荻窪第四の運営委託（単価契約） | ㈱三恭 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 79, 299, 720 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区保育室荻窪第五の運営委託（単価契約） | ㈱ピノコーポレーション | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 30, 178, 800 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|---|---------------------------|--------|----------|--------|---------------|-------------------|--|---|
| | | | | | | | | |
| 杉並区保育室上井草西の運営委託（単価契約） | ㈱プライムツワン | 札幌市豊平区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 32, 190, 720 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区保育室下井草北の運営委託（単価契約） | ㈱プライムツワン | 札幌市豊平区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 59, 097, 600 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区保育室高円寺第二の運営委託（単価契約） | ㈱ピノコーポレーション | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 49, 148, 760 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 令和2年度グループ保育事業委託契約（単価契約） | ワーカーズ・コレクティブ 保育室モモ | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 25, 692, 920 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| （菰窪）令和2年度すこやか赤ちゃん訪問事業委託契約（単価契約） | すこやか赤ちゃん訪問指導員 15名 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 7, 146, 000 | 保健サービス課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度（高円寺）すこやか赤ちゃん訪問事業委託（単価契約） | すこやか赤ちゃん訪問指導員 11名 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 4, 386, 000 | 高円寺・上井草保健センター担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 収納データ作成等事務委託（単価契約） | ㈱みずほ銀行 公務事務センター | 港区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 17, 457, 517 | 会計課 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書にかかる覚書の締結について | ㈱みずほ銀行 | 千代田区 | R2. 4. 1 | | 10, 000, 000 | 会計課 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 平成31年度介護給付費等の審査支払及び保険者事務共同処理並びに要介護認定等情報経由業務に関する委託契約（単価契約） | 東京都国民健康保険団体連合会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 53, 512, 640 | 介護保険課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |
| 要介護認定調査委託（単価契約） | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 外681者 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 731, 000 | 介護保険課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 要介護認定調査委託（単価契約） | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 外681者 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 133, 277, 850 | 介護保険課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 区立学校脊柱側わん症検診実施委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 1, 950, 802 | 学務課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 区立学校結核検診（胸部X線検査等）実施業務委託（単価契約） | 社会福祉法人康和会久我山病院 | 世田谷区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 577, 500 | 学務課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|---------------------------------------|--|-------|----------|-------------------------|--------|--|---|
| 路上喫煙対策に関する啓発業務及び路面標示范点検巡回業務委託 | 杉並たばこ商業協同組合 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 892, 800 | 環境課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 胃がん検診委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 7. 1 | 発注見込額 39, 181, 066 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区胃がん検診（胃内視鏡検査）画像読影委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 23, 188, 601 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 胃がん検診（胃部エックス線検査）委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 7. 1 | 発注見込額 103, 274, 286 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 胃がん検診（胃部エックス線検査）精密検査実施に係る医療事務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 900, 850 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 乳がん検診委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 7. 1 | 発注見込額 171, 248, 963 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 乳がん検診精密検査実施に係る医療事務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 4, 056, 140 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 子宮頸がん検診委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 一般社団法人中野区医師会 | 杉並区ほか | R2. 7. 1 | 発注見込総額 107, 391, 253 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 子宮頸がん検診精密検査実施に係る医療事務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 一般社団法人中野区医師会 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 1, 432, 460 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区乳がん検診委託（単価契約） | 公益財団法人東京都予防医学協会 | 新宿区 | R2. 8. 1 | 発注見込額 2, 954, 480 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 子宮頸がん検診委託（単価契約） | 公益財団法人東京都予防医学協会 | 新宿区 | R2. 8. 1 | 発注見込総額 1, 094, 970 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区子宮頸がん検診細胞診検査委託契約（単価契約） | 公益財団法人東京都予防医学協会 | 新宿区 | R2. 8. 1 | 発注見込総額 23, 925, 000 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区国民健康診査委託（単価契約） | 社団法人杉並区医師会 社団法人中野区医師会 社団法人練馬区医師会 社団法人世田谷区医師会 杉並区医師会非加入医療機関 | 杉並区ほか | R2. 7. 1 | 発注見込総額 163, 735, 600 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|--------------------------------|--|-------|-----------|------------------------|------------------------|--|---|
| 大腸がん検診精密検査実施に係る医療事務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区・世田谷区・中野区・練馬区医師会及び医師会に属さない区内医療機関19者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 8, 834, 000 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区大腸がん検診委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会及び医師会に属さない医療機関18者 | 杉並区 | R2. 7. 1 | 発注見込総額 7, 638, 000 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 介護用品支給業務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区薬剤師会 | 杉並区 | R2. 4. 16 | 発注見込額 313, 322, 000 | 高齢者在宅支援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| 杉並区ほっと一息、介護者ヘルプ事業委託（基本契約） | ㈹ケアネット三和 外95者 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 70, 265, 000 | 高齢者在宅支援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区高齢者いっときお助けサービス事業委託（基本契約） | アースサポート㈹外22団体 | 杉並区 | H31. 4. 1 | 発注見込総額 1, 005, 200 | 高齢者在宅支援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24上井草運営委託（単価契約） | 社会福祉法人サンフレンズ | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 2, 563, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24下井草運営委託（単価契約） | S O M P O ケア㈹ | 品川区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 2, 563, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24善福寺運営委託（単価契約） | 社会福祉法人サンフレンズ | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 2, 863, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24上荻運営委託（単価契約） | ㈹やさしい手 | 目黒区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 3, 463, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24西荻運営委託（単価契約） | 社会医療法人社団健友会 | 中野区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 2, 563, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24清水運営委託（単価契約） | 社会福祉法人正吉福祉会 | 稲城市 | R2. 4. 1 | 発注見込額 3, 463, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24荻窪運営委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 3, 463, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24南荻窪運営委託（単価契約） | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 4, 063, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|--------------------------------|-------------------------|-----|--------|--------------------|------------------------|--|---|
| 杉並区地域包括支援センターケア24阿佐谷運営委託（単価契約） | 社会医療法人河北医療財団 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 4,063,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24成田運営委託（単価契約） | SOMPOケア㈱ | 品川区 | R2.4.1 | 発注見込額 3,763,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24松ノ木運営委託（単価契約） | 社会医療法人河北医療財団 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 3,763,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24高円寺運営委託（単価契約） | ㈱ベネッセスタイルケア | 新宿区 | R2.4.1 | 発注見込額 2,863,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24梅里運営委託（単価契約） | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 3,463,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24和田運営委託（単価契約） | 社会福祉法人サンフレンズ | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 3,463,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24久我山運営委託（単価契約） | 社会福祉法人杉樹会（さんじゅ久我山） | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 3,463,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24高井戸運営委託（単価契約） | 社会福祉法人浴風会 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 4,063,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24浜田山運営委託（単価契約） | アースサポート㈱ | 渋谷区 | R2.4.1 | 発注見込額 4,063,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24堀ノ内運営委託（単価契約） | 医療法人社団松永会 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 2,863,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24永福運営委託（単価契約） | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 2,563,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区地域包括支援センターケア24方南運営委託（単価契約） | ㈱大起エンゼルヘルプ | 荒川区 | R2.4.1 | 発注見込額 2,563,000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 令和2年度音楽療法指導業務委託契約（単価契約） | 公益財団法人東京ミュージック・ボランティア協会 | 小平市 | R2.4.1 | 発注見込額 792,000 | 保健サービス課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|---|--|--------|----------|-------------------------|-------------|--|---|
| 令和2年度 特定健康診査等の費用決済及び共同処理に関する事務の委託契約（単価契約） | 東京都国民健康保険団体連合会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 1, 742, 098 | 国保年金課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |
| 診療報酬等の審査支払事務等に関する契約並びに覚書及び協定書の締結 | 東京都国民健康保険団体連合会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 154, 221, 606 | 国保年金課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |
| 令和2年度 妊婦健康診査、新生児聴覚検査及び乳児健康診査等の委託契約（単価契約） | 公益社団法人東京都医師会 医師会に属さない医療機関 東京都国民健康保険団体連合会 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 399, 642, 000 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度ファミリー・サポート・センター事業委託 | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 13, 214, 956 | 地域子育て支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 令和2年度訪問育児サポーター事業委託（単価契約） | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 4, 511, 388 | 地域子育て支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 産前・産後支援ヘルパー事業委託（基本契約） | 社会福祉法人八成ヘルパーステーション和 外7者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 4, 459, 500 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 要支援家庭育児支援ヘルパー事業委託（基本契約） | 社会福祉法人八成ヘルパーステーション和 外4者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 1, 457, 500 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 令和2年度杉並区子どもショートステイ事業委託（その1）（単価契約） | 社会福祉法人カリタスの園 小百合の寮 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 7, 747, 112 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 令和2年度杉並区子どもショートステイ事業委託（その2）（単価契約） | 社会福祉法人カリタスの園 つぼみの寮 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 4, 737, 540 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区ひとり親家庭休養ホーム事業指定施設（日帰り施設）利用に関する委託（基本契約） | ㈱オリエンタルランド ㈱東京ドーム ㈱サンリオエンターテイメント 西武鉄道株 K C J G R O U P ㈱ | 浦安市 外 | R2. 4. 1 | 発注見込額 1, 350, 000 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区ひとり親家庭休養ホーム事業指定施設利用に関する委託（基本契約） | ひとり親家庭休養ホーム事業委託施設11者 | 西多摩郡ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 4, 236, 000 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区産婦健康診査委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 医師会に属さない医療機関2者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 8, 982, 600 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|---------------------------------------|-------------------------------------|-------|--------|-----------------------|-------------------------|--|---|
| 1歳6か月児健康診査等委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 医師会に属さない医療機関1 1者 | 杉並区ほか | R2.4.1 | 発注見込総額 26,456,000 | 地域子育て支 援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 杉並区妊婦歯科健康診査委託（単価契約） | 一般社団法人東京都杉並区歯 科医師会 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込総額 14,334,750 | 地域子育て支 援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 杉並アニメーションミュージアム著作物使用権 更新 | 一般社団法人日本動画協会 | 千代田区 | R2.4.1 | 2,003,760 | 産業振興セン ター一次長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 杉並区中小企業資金融資の取扱いに関する契約 | 杉並区中小企業資金融資取扱 金融機関87者 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込総額 93,000,000 | 産業振興セン ター一事業担当 課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区産業融資資金条例第3条に定める契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として 決定しているとき |
| 高齢者住宅生活協力員事業運営委託 | 高齢者住宅生活協力員 17名 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込総額 12,082,500 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 令和2年度杉並障害者福祉会館の運営管理委託 | 杉並障害者福祉会館運営協議 会 | 杉並区 | R2.4.1 | 51,204,296 | 障害者生活支 援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一 体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要 とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる 必要があるとき |
| 令和2年度杉並区手話通訳者・要約筆記者派遣 事業委託 | 社会福祉法人東京聴覚障害者 福祉事業協会 | 青梅市 | R2.4.1 | 12,778,700 | 障害者生活支 援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 心身障害者おむつ支給業務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区薬剤師会 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 70,865,000 | 障害者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一 体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要 とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる 必要があるとき |
| 令和2年度杉並区リフト付タクシー事業の実施 に関する協定締結 | リフト付タクシー事業協定締 結事業者95者 | 杉並区ほか | R2.4.1 | 発注見込総額 15,406,000 | 障害者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条 契約の種類、金額により区長から委任された契約であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 令和2年度杉並区心身障害者福祉タクシー事業 の実施に関する協定締結 | 心身障害者福祉タクシー事業 協定締結事業者156者 | 杉並区ほか | R2.4.1 | 発注見込総額 300,221,000 | 障害者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定め られたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準 ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 杉並区日帰りショートステイ事業（地域生活支 援事業）委託（基本契約） | 社会福祉法人いたるセンター 外6者 | 杉並区ほか | R2.4.1 | 発注見込総額 15,430,166 | 障害者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定め られたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準 ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 杉並区移動支援事業委託（基本契約） | アースサポート(株) 外143者 | 杉並区ほか | R2.4.1 | 発注見込総額 484,775,930 | 障害者施策課 長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定め られたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準 ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約 で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達 することができないとき |
| 障害者の社会参加支援事業委託 | 社会福祉法人東京都手をつな ぐ育成会 | 新宿区 | R2.4.1 | 958,080 | 障害者生活支 援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが 明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約 であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一 体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要 とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる 必要があるとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） | |
|---|-------------------------------|-------|-----------|------------------|---------------|--|--|---|
| 令和2年度補装具費代理受領に係る契約締結について（令和2年4月1日分） | ㈹オオタ商会外82者 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 例年約8千万程度実績有りとのこと | 障害者施策課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき | |
| 令和2年度障害介護給付費等の審査支払事務及び区市町村事務共同処理の事務に関する委託契約（単価契約） | 東京都国民健康保険団体連合会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 8, 215, 322 | 障害者施策課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| 【荻窪】令和2年度措置費支払代行事務委託契約の締結 | 東京都国民健康保険団体連合会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 504, 715, 000 | 杉並福祉事務所長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |
| 令和2年度区政協力委託 | すこやか | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 45, 489, 700 | 地域課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| がけ及び擁壁改善資金融資あっせんに係る金融機関との契約について | 興産信用金庫高円寺支店 他区内19信用金庫支店 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 90, 000 | 土木管理課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区がけ及び擁壁改善資金融資あっせん条例第3条の規定に基づく契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 令和2年度杉並区病児・病後児保育事業委託（その1） | 医療法人社団ちぎら医院 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 34, 560, 000 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 令和2年度 杉並区家庭福祉員保育施設等利用契約 | 杉並区家庭福祉員3名 杉並区家庭福祉員グループ1団体 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 40, 152, 000 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区学童クラブ利用料の口座振替処理に係る事務委託契約（単価契約） | ㈹みずほ銀行 公務事務センター | 港区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 726, 000 | 児童青少年課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 保育料の口座振替処理に係る事務委託契約（単価契約） | ㈹みずほ銀行 公務事務センター | 港区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 839, 520 | 保育課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区緑化用苗木育成管理委託（その1） | 井草園芸研究会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 1, 061, 885 | みどり公園課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度食品衛生教育等事業委託 | 杉並区食品衛生協会 | 杉並区 | R2. 4. 22 | | 600, 000 | 生活衛生課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度環境衛生教育事業の実施委託 | 杉並区環境衛生協会 | 杉並区 | R2. 5. 1 | | 600, 000 | 生活衛生課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 特別区民税・都民税（普通徴収分）の口座振替処理に係る事務委託契約（単価契約） | ㈹みずほ銀行公務事務センター | 港区 | R2. 6. 1 | 発注見込額 | 1, 148, 400 | 納税課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|---|-------------------------------|------|----------|--------|-------------|------------|--|---|
| | | | | | | | | |
| 特別支援児童巡回指導委託（単価契約） | 東京発達研究会 | 練馬区 | R2.6.1 | 発注見込額 | 4,480,000 | 児童青少年課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 介護サービス事業者実地指導に係る照会等事務委託（単価契約） | 公益財団法人東京都福祉保健財団 | 新宿区 | R2.7.15 | 発注見込額 | 1,980,000 | 介護保険課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 公私立保育園眼科・耳鼻科健診指導委託契約（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2.7.21 | 発注見込額 | 13,998,270 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度小児生活習慣病予防検診「フォロー健康相談室」業務実施委託契約（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2.12.25 | 発注見込額 | 866,987 | 学務課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| 杉並区肺がん検診画像読影委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込総額 | 91,399,554 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区肺がん検診委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2.7.1 | 発注見込総額 | 286,097,952 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区成人歯科健康診査委託（単価契約）中野区 | 社団法人東京都中野区歯科医師会 | 中野区 | R2.6.30 | 発注見込額 | 518,480 | 健診担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区町会連合会に対する清掃協力事業委託 | 杉並区町会連合会 | 杉並区 | R2.5.26 | | 828,000 | 杉並清掃事務所長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| 令和2年度生活保護世帯等に対する入浴券の支給に伴う供給 | 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 | 千代田区 | R2.5.25 | | 14,569,500 | 杉並福祉事務所長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条契約の種類、金額により区長から委任された契約であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度家庭福祉員受託児童の巡回健康診断業務委託契約（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2.5.27 | 発注見込総額 | 244,640 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 眼科検診（緑内障・加齢黄斑変性対象）業務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2.9.30 | 発注見込総額 | 58,205,000 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 高齢者インフルエンザ予防接種業務委託（基本契約） | 一般社団法人杉並区医師会及び医師会に属さない医療機関47者 | 杉並区 | R2.10.1 | 発注見込総額 | 200,000,000 | 保健予防課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 教育情報誌「なみすく」への掲載記事制作等業務委託 | 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク | 杉並区 | R2.6.15 | | 660,000 | 学校支援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|--|-------------------------------|--------|-----------|--------|-------------|-----------------|--|---|
| | | | | | | | | |
| 杉並区重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業委託（基本契約） | 合同会社Y&Uケア芙蓉会 他8社 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 4,488,000 | 障害者施策課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度 妊婦健康診査等医師会事務費の支出（単価契約） | 公益社団法人 東京都医師会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 6,005,050 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度 妊婦健康診査等委託事務費の支出（単価契約） | 東京都国民健康保険団体連合会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 5,999,612 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和元年度杉並区公債発行に係る契約及び手数料の支払 | ㈱みずほ銀行 | 千代田区 | R2. 5. 13 | | 6,602,179 | 財政課長（政策経営部長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区休日夜間等急病診療事業委託 | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 138,862,749 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| ウォーキング講座（介護予防普及啓発事業）の事業運営委託 | 特定非営利活動法人 杉並さわやかウォーキング | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 478,170 | 保健サービス課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区定期利用保育施設下井草の運営委託（単価契約） | ㈱ピノコーポレーション | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 68,179,200 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区定期利用保育施設和田堀の運営委託（単価契約） | 社会福祉法人尚徳福祉会 | 鳥取県米子市 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 56,976,000 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 杉並区定期利用保育施設高井戸の運営委託（単価契約） | 社会福祉法人けいわ会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 56,976,000 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 麻しん風しん混合、麻しん単抗原、風しん単抗原予防接種（任意）業務委託（基本契約） | 一般社団法人杉並区医師会及び医師会に属さない医療機関10者 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 1,792,357 | 保健予防課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 二酸化窒素簡易測定調査委託 | 一般社団法人 杉並区薬剤師会 | 杉並区 | R2. 4. 10 | | 941,760 | 環境課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度杉並区在宅医療地域ケア会議運営業務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 6. 1 | 発注見込総額 | 3,288,000 | 在宅医療・生活支援センター所長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区成人歯科健康診査委託（単価契約） | 一般社団法人東京都杉並区歯科医師会 | 杉並区 | R2. 6. 30 | 発注見込額 | 46,745,700 | 健診担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|--------------------------------------|--------------------------|-------|-----------|--------|--------------|------------------------|--|---|
| | | | | | | | | |
| 杉並区後期高齢者歯科健康診査委託（単価契約） | 一般社団法人東京都杉並区歯科医師会 | 杉並区 | R2. 6. 30 | 発注見込額 | 5, 642, 940 | 健診担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 公私立保育園児の歯科健診指導委託 | 一般社団法人東京都杉並区歯科医師会 | 杉並区 | R2. 6. 24 | | 11, 480, 200 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 災害救急衛生資材等の管理・入替の委託契約 | 一般社団法人杉並区薬剤師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 2, 393, 149 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |
| 杉並区緑化用苗木育成管理委託(その2) | 東京中央農業協同組合城西地区青壮年部 | 杉並区 | R2.4.1 | | 82,665 | みどり公園課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約 | 東京都国民健康保険団体連合会 | 千代田区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 9, 932, 508 | 国保年金課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |
| 令和2年度短期集中予防サービス（訪問型プログラム）業務委託（単価契約） | 訪問指導員16名 | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 2, 993, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 高齢者在宅サービス利用者負担金の口座振替処理に係る事務委託（単価契約） | ㈱みずほ銀行公務事務センター | 港区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 503, 236 | 高齢者在宅支援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 令和2年度杉並区生活支援体制整備事業業務委託 | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 8, 000, 000 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| 令和2年度住宅修築資金融資あっせんに係る契約の締結 | 住宅修築資金融資あっせん契約金融機関（全36者） | 杉並区ほか | R2. 4. 1 | | 157, 000 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区住宅修築資金あっせん条例第3条の規定に基づく契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 災害救急医薬品等の管理委託 | 一般社団法人杉並区薬剤師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 682, 000 | 健康推進課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 国、地方公共団体又は公益法人等と契約する必要があるとき、又はこれらと協力して行うことが必要な契約をするとき |
| 令和2年度要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業委託（基本契約） | 社会福祉法人カリタスの園 つほみの寮 外2施設 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込額 | 5, 784, 800 | 子ども家庭支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 令和2年度杉並区特定保健指導（動機付け支援）業務委託（単価契約） | 一般社団法人杉並区医師会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | 発注見込総額 | 3, 928, 500 | 国保年金課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和元年度杉並区地域支え合いの仕組みづくり事業委託 | 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 | 杉並区 | R2. 4. 1 | | 8, 569, 658 | 地域共生社会担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|--|-----------------------------------|-------|----------|-------|------------|------------------------|--|---|
| 令和2年度杉並区病児・病後児保育事業委託（その3） | 医療法人財団アドベンチスト会 | 杉並区 | R2.4.1 | | 34,380,000 | 保育施設支援担当課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号コンベ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するとき |
| 都営シルバーピア浜田山生活協力員事業運営委託 | 田原 優子 外1名 | 杉並区 | R2.4.1 | | 800,000 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号既に履行している契約と技術、知識、経験等について一体性を図る必要があるとき、履行上の経験、知識を必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるとき |
| 支払管理サービスを利用したデータ転送による公共料金口座振替支払い事務委託 | ㈱みずほ銀行荻窪支店 | 杉並区 | R2.4.1 | | 1,413,500 | 会計課 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 令和2年度認知症初期集中支援チーム事業委託その3（単価契約） | 杉並区今川三丁目1番24号医療法人財団荻窪業病院理事長 村井 信二 | 杉並区 | R2.4.1 | 発注見込額 | 2,103,500 | 高齢者在宅支援課（地域包括ケア推進担当課長） | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 新型コロナウイルス対応生活支援者派遣委託（基本契約） | 特定非営利活動法人かすみ草 | 杉並区 | R2.5.25 | | 17,473,500 | 子ども家庭支援課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 杉並区廃棄物処理手数料徴収事務委託契約締結について | ㈱ヨーク | 江東区 | R2.6.1 | | — | 環境部 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 杉並区立中央図書館電気需給（単価契約） | 東京エコーサービス株式会社 | 港区 | R2.7.1 | 発注見込額 | 15,926,298 | 中央図書館次長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条契約の種類、金額により区長から委任された契約であるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 多胎児家庭家事・育児ヘルパー事業委託（基本契約） | 社会福祉法人 八成ヘルパーステーション和 外8者 | 杉並区ほか | R2.11.10 | 発注見込額 | 2,997,500 | 子ども家庭部管理課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条法令等の定めにより行う業務で、その価格、内容が法令等に定められたものであり、かつ、他に競争相手のないもの又はこれに準ずる業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| 区営浜田山四丁目アパート（浜田山第二みどりの里）生活協力員事業運営委託 | 田原 優子 外1名 | 杉並区 | R2.12.1 | | 400,000 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項1号 |
| 収納データ作成に伴う初期登録委託 | ㈱みずほ銀行 公務事務センター | 港区 | R2.9.1 | | 1,760,000 | 会計課 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 「円貨両替手数料についての契約書」及び「杉並区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金取扱い等に関する契約書」の一部を改正する契約について | ㈱みずほ銀行 | 千代田区 | R2.4.1 | | — | 会計課 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 要支援家庭を対象とした日帰り型ショートステイ事業委託（基本契約） | 社会福祉法人 聖友ホーム 聖友学園 | 杉並区 | R2.12.1 | 発注見込額 | 2,750,000 | 子ども家庭部管理課 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条契約の相手方が営利を目的としない団体又は個人であることが明らかであり、かつ、他に競争相手のないものの業務の委託契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号区の政策的判断により特定の者を契約の相手方として決定しているとき |
| マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した杉並区公金の収納事務の取扱いに関する覚書の締結について | ㈱みずほ銀行 | 千代田区 | R2.12.21 | | 1,000,000 | 会計課 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条杉並区指定金融機関を相手方とする契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |

令和2年度 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則による主管課長契約一覧

| 契約件名 | 契約業者 | 所在地 | 契約日 | 契約金額 | | 契約担当者 | 契約担当者の根拠 | 随意契約根拠法令（随意契約の指針） |
|----------------------------------|---------------------------|-------|-----------|------|---------|-------|--|---|
| 更生：令和2年度住宅修築資金融資あっせんに係る契約の締結 | 興産信用金庫中野支店（追加） | 杉並区ほか | R2. 9. 23 | | 157,000 | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区住宅修築資金あっせん条例第3条の規定に基づく契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 住宅修築融資あっせん制度に係る業務継承に関する覚書の締結について | 興産信用金庫西荻窪支店 興産信用金庫中野支店 | 杉並区ほか | R2. 9. 23 | | — | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区住宅修築資金あっせん条例第3条の規定に基づく契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |
| 住宅修築融資あっせん制度に係る業務継承に関する覚書の締結について | 興産信用金庫高円寺支店 興産信用金庫中野支店 | 杉並区ほか | R3. 1. 12 | | — | 住宅課長 | 杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第2条 杉並区住宅修築資金あっせん条例第3条の規定に基づく契約であるため | 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき |